

2020年11月18日

ENECHANGE 株式会社

代表取締役 CEO 城口洋平

代表取締役 COO 有田一平

問合せ先：執行役員 CFO 杉本拓也

03-6774-6601

証券コード：4169

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「Changing Energy for a Better World ～エネルギーの未来をつくる～」というミッションを掲げ、エネルギー革命の軸となる「エネルギーの4D」、すなわち自由化（Deregulation）、デジタル化（Digitalization）、脱炭素化（Decarbonization）、分散化（Decentralization）に資する分野を主な事業の領域としております。エネルギー分野特化型の「エネルギーテック」企業グループとして、エネルギーに関するデータの活用促進を通じ、相互シナジーを活かした事業展開を行い、「エネルギーの4D」におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、「エネルギー分野におけるデータプラットフォーマー」というユニークなポジショニングを目指しております。

このミッションの実現のため、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、当社グループにおける「企業行動憲章」のもとにその職務を遂行し、企業活動を行っていくことで、経営の効率性及び透明性を高め、持続的な成長と企業価値の最大化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上 40%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
城口 洋平	1,143,360	20.05%
B Dash Fund2号投資事業有限責任組合	600,000	10.52%
Energy Station Company Limited	599,850	10.52%
有田 一平	478,014	8.38%
株式会社 大和証券グループ本社	450,000	7.89%
BIG1号投資事業有限責任組合	360,000	6.31%
株式会社 エプコ	300,000	5.26%
大和エネルギー・インフラ株式会社	270,000	4.73%
Spiral Capital Japan Fund1号投資事業有限責任組合	240,000	4.21%

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

株式会社日立製作所	210,000	3.68%
支配株主（親会社を除く）名	—	
親会社名	該当事項はありません。	
親会社の上場取引所	—	

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
武田 稔	他の会社の出身者												
森 暁彦	他の会社の出身者												
吉原 信一郎	他の会社の出身者／公認会計士								○				

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田 稔	○	—	社外取締役武田稔氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、グローバル企業における経営者としての経験を有していることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社株式30,000株を所有しておりますが、当社との間で人的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
森 暁彦	○	—	社外取締役森暁彦氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、投資銀行での勤務や上場企業におけるCFOとしての職務を通じた豊富な経営及び資本市場における経験、知見を有していることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるもの

			<p>考え、社外取締役を選任しております。</p> <p>なお、同氏は当社株式 30,000 株を所有しておりますが、当社との間で人的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>
<p>吉原 信一郎</p>		<p>吉原信一郎氏は株式会社エプロの代表取締役 CFO であり、同社と当社との間には、当社のコールセンター業務の一部を委託する取引関係があります。その他同社と当社との間で人的関係又はその他の利害関係はありません。</p> <p>同社は、当社の設立直後の 2015 年 6 月より当社へ出資しており、また同社の代表取締役 CEO である岩崎辰之氏が 2017 年 6 月まで当社の社外取締役を務めていたことから、過去「その他の関係会社」に該当しておりました。現在、同社は「その他の関係会社」から外れていること、またコールセンター業務に関しても、第三者である他の受託元と比較してその機能面、経済的条件面でも同水準での取引となっていることから、独立性の観点において問題はないものと認識はしておりますが、他方で、このような背景・経緯があることから、独立役員の趣旨を鑑みて独立役員としては届出しな方針であります。</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社エプロ 代表取締役 CFO</p>	<p>社外取締役吉原信一郎氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、上場企業における代表取締役 CFO としての経験を有していることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式 30,000 株を所有しておりますが、当社との間で人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査室と内部監査の実施状況等について随時情報交換を行っております。また、監査役会は、定期的に内部監査室長及び会計監査人と一同に会して情報の共有を行い、監査上の問題の有無や課題等について、意見交換を行っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日岡 篤史	他の会社の出身者													
横山 敬子	公認会計士													
タム・ピーター	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日岡 篤史	○	—	上場企業の監査役・人事・労務に関する経験、知識を有しており、その

			<p>実務経験を当社の監査体制に反映して頂くことを期待して監査役に選任しております。客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外監査役としての独立性を有すると判断しております。</p> <p>また当社との間に特別な利害関係等が無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>
横山 敬子	○	—	<p>公認会計士として会計・財務に関する経験、知識を有しており、また、監査法人において企業監査の豊富な経験を有していることから、その実務経験を当社の監査体制に反映して頂くことを期待して監査役に選任しております。客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外監査役としての独立性を有すると判断しております。</p> <p>また当社との間に特別な利害関係等が無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>
タム・ピーター	○	—	<p>弁護士であり、企業法務を専門とする日本法弁護士として法務に関する知見を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて適宜提言等頂くこ</p>

			<p>とを期待して社外監査役に選任しております。客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外監査役としての独立性を有すると判断しております。</p> <p>また当社との間に特別な利害関係等が無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
<p>その他独立役員に関する事項</p> <p>独立役員の資格を充たす社外役員6名のうち5名を独立役員に指定しております。</p>	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社は業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入したストックオプション制度に加え、当社グループの現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として「新株予約権信託」を導入しています。「新株予約権信託」は、当社グループの役員及び従業員に対して、将来の功績に応じて、公認会計士・税理士である植野泰幸に付与した新株予約権を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役員及び従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役員及び従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものです。</p>

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

<p>株主と目線を合わせ、中長期的な視点からバランスのとれた経営を行う動機付けのため、社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員を対象としてストックオプションを付与しております。なお、当社グループの取締役、従業員と同様に、当社グループ全体の企業価値向上に貢献のある社外協力者につきましてもストックオプションの付与対象としております。</p>
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の記載はしておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。各役員の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役は取締役会で決議し、監査役は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

コーポレート部が窓口となりサポートしております。重要な案件については個別に説明を行っております。また、取締役会の開催に際しては、資料を事前に配布し、十分な時間をかけて事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成され、社外取締役を過半数とする構成により強固なガバナンスを働かせています。また取締役にはそれぞれエネルギー分野における経験・知見を有することをはじめとして、経営・ファイナンス・会計等の専門知識と経験を有する人員を擁立しております。

取締役会は原則月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。経営の基本方針、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督、報告を行っております。また、取締役会には監査役3名が出席し、取締役の業務執行の監査を行っております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された上限の範囲内で、前年度の実績と当年度で期待される業績貢献への期待値等を総合的に勘案した上で、定時株主総会後の取締役会にて審議の上決定しております。常勤取締役については、現在の報酬をベースに過去1年の評価・実績等を基に報酬額を決定しております。社外取締役については、議長代行権の順位やその他実績、期待値などを総合的に考慮し報酬額を決定しております。

2. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、すべて社外監査役であります。会計・法務・人事等の専門知識と経験を有する人員を擁立することで、複合的な観点からの監査が可能な体制を構築しております。

監査役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しております。常勤監査役は、経営執行会議等社内の重要な会議への出席、重要書類の閲覧等監査手続きを実施し、取締役の職務執行を監視しております。また、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査担当者と意見交換を行うことで情報収集に努め、監査機能の向上を図っております。

3. 経営執行会議

当社では、取締役(社外取締役を除く)、執行役員、各事業部長及び常勤監査役が出席する経営執行会議を週1回開催しており、事業の進捗状況の確認、課題の共有を行うと共に実務的な意思決定

を機動的に行っております。

4. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社グループを取り巻くリスクを認識し、適切に対応するため、取締役、監査役、内部監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、当社及び子会社のリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスに係る取組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合に迅速な対応、事実関係の調査、再発防止の立案などを行います。

5. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間には特別な利害関係はありません。

6. 内部監査室

当社グループ全体の経営の効率化、適法性、健全性の確保を目的として、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置しておりますが、当社は小規模組織のため、専任の担当者を着任させておらず、また、自己監査を避ける観点から複数名が内部監査を兼任し、監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査室では同社グループの全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役 CEO・代表取締役 COO 及び実施部署へ報告を行っており、監査役にも監査実施状況を報告しております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。本規定に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、会社法第 427 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

・社外取締役の責任限定契約

社外取締役が会社法第 423 条第 1 項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限定額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものとする

・社外監査役の責任限定契約

社外監査役が会社法第 423 条第 1 項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限定額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものとする

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、取締役会、監査役会、経営執行会議、コンプライアンス・リスク管理委員会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を設置しております。これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しています。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、3月に定時株主総会を開催しておりますが、より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、集中日を避けた開催日にすることや、JR及び地下鉄の両駅から徒歩圏内の会場にする等、より多くの株主に出席いただけるように配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権の行使に関しては、今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加に関しては、今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページでの招集通知の英文掲載に関して、今後検討すべき事項として考えております。
その他	定時株主総会においては、可能な限り株主の皆様との建設的な対話を図るため、インターネットを通じた情報提供も実施しております。 また、当社は書面による議決権行使を認めており、株主総会当日に出席できない株主に対しても議決権を行使しやすい環境整備を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ内にIRウェブサイトを開設し、当該サイトにて公表する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会の開催を検討いたします。また、インターネットを通じた対話機会の提供も行い、その内容をホームページにて公開する方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	半期に1回の頻度で、定期的に機関投資家、アナリスト向けに説明会を開催し、代表取締役CEOおよび執行役員CFOが決算内容、業績の見通し、今後の事業展開、業界動向等について説明する方針です。また、インターネットを通じた対話機会の提供も行う方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点においては予定はありません。	なし

IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内に IR ウェブサイトを開設し、当該サイトにて公表する方針です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート部が IR を担当し、執行役員 CFO を IR 担当責任者とし活動する方針です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2030年までに達成すべき持続可能なエネルギーの未来をつくるために、エネルギーの「プラットフォーム企業」としてエネルギーサービスの提供を通じ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて積極的に取り組みます。具体的な取組み内容については、ホームページ上（ https://enechange.co.jp/sdgs/ ）にて掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。
その他	当社は、2020年5月に「ウィズコロナ宣言」を公表し、柔軟な働き方の実現や、業務効率化・生産性向上に資するための取組みを行い、様々な時間的制約を抱える社員や女性社員がより一層活躍できるよう、テレワークの推進など各種施策を実行しています。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。その概要は以下のとおりです。</p> <p>1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>a. 当社は、取締役に対しては「役員規程」において「法令及び定款、並びに株主総会及び取締役会の決議を遵守」すること、「常に、コンプライアンスの観点から自らの言動を律し、法令の遵守と会社の社会的責任を全うするよう努めること」を定め、また使用人に対しては「就業規則」において「本規則、社内諸規定、通達、通知事項を守り、これらに違反し又は違反するおそれのある行為をしないこと」を遵守事項として定めている。</p> <p>b. 当社は、企業行動規範として、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス諸規定を整備するとともに、これらを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。</p> <p>c. 当社は、取締役会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握し、その対処に努める。</p> <p>d. 当社は、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。</p> <p>e. 当社は、取締役や従業員の法令・定款違反行為を認識したときには、取締役の場合には「役員規程」に則り、従業員の場合には「就業規則」に則り、懲戒処分の対処をする。</p>
--

- f. 当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。
 - g. 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を制定すると共に、経理業務から独立した担当者が評価し、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。
 - h. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための制度を構築する。
2. 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
- a. 当社は、「文書管理規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。
 - b. 当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等(電磁的記録を含む。以下同じ)の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、「リスク管理規程」において、種々のリスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組みなどを定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価する。
 - b. 上記の方針に則り、各事業部の執行役員は、全社的リスクにおいて自身が所管する各部門において顕在化している又は潜在的なリスクを識別及び分類を行い、識別又は分類されたリスクに関して、経営執行会議に報告する。
 - c. 経営執行会議は、前項に基づき報告されたリスクについて、評価を行ったうえで、必要と認めるリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
 - d. 経営上の重大なリスクに対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会にて適切に対応する。
 - e. 「内部監査規程」において、内部監査室に業務監査、会計監査、子会社・関連会社監査、特別監査の権限を与え、内部監査により会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図る。
4. 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を図る。
 - b. 取締役は、取締役会で定めた事業計画及び予算に基づき効率的な意思決定を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
 - c. 取締役会において月次業績のレビューを行い、改善策を策定する。
 - d. 「業務分掌一覧」「職務権限規程」を定め、業務執行を効率的に行うとともに実態に応じて適宜改正を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の業務の円滑と管理の適正化を目的として、「関係会社管理規程」を定める。
 - b. 当社は、取締役会等の重要な会議において、出席する子会社取締役より、子会社の営業成

績、財務状況及びその他の重要な情報について報告を受ける。

- c. 当社内部監査部門が子会社の業務執行、管理状況について内部監査を行い業務の適正を確保する体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。
- b. 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- c. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- b. 監査役への報告及び情報提供を以下のとおり行う。
 - ・取締役会での報告及び情報提供
 - ・各事業部長等へのヒアリング時の報告及び情報提供
- c. 上記 a、b に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、「内部通報規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- b. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- c. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- d. 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べるものとする。

9. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の処理に関する事項

- a. 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力の排除を掲げ、暴力団をはじめとした反社会的勢力と一切の関わりをもたないこと、及び反社会的勢力が当社に関わりを求めてくる場合は、毅然とした態度でこれを拒絶することを徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しており、会社法上の内部統制システム構築の基本方針にも上記の一部を盛り込んでいます。また、日頃より、取引先について取引関係が生じる前に反社会的勢力との関係を示すような情報がないか確認を行うとともに、既存の取引先等において反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係等を解消する体制を採っており、当社の事業活動に対して反社会的勢力が侵入することのないよう、未然防止及び早期発見に努めています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

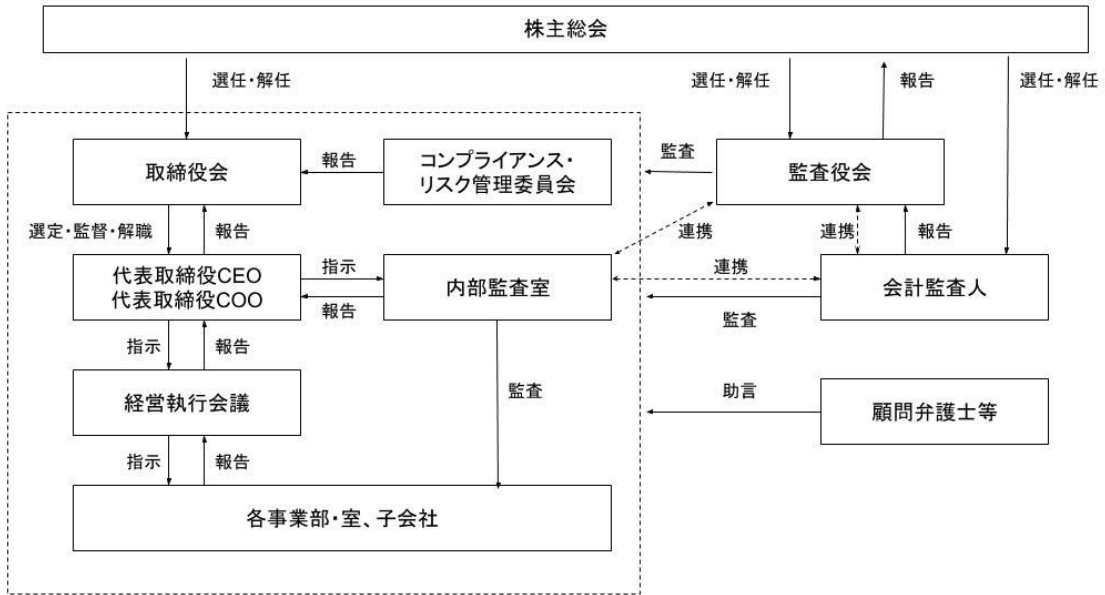
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

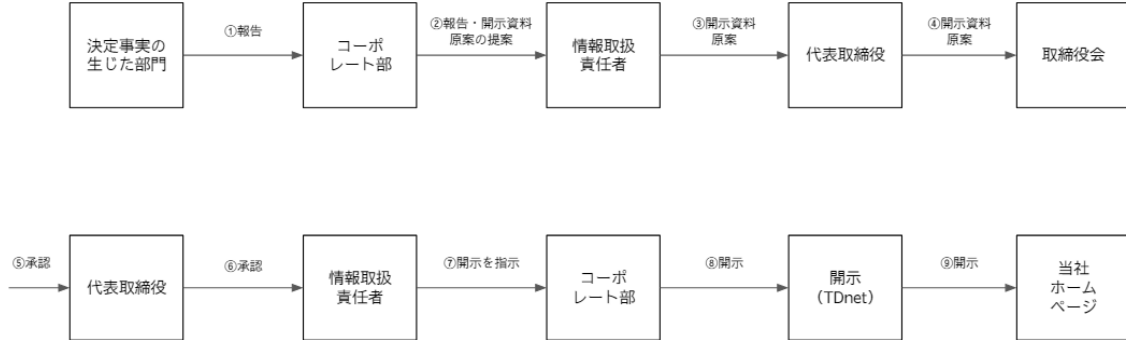
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制】

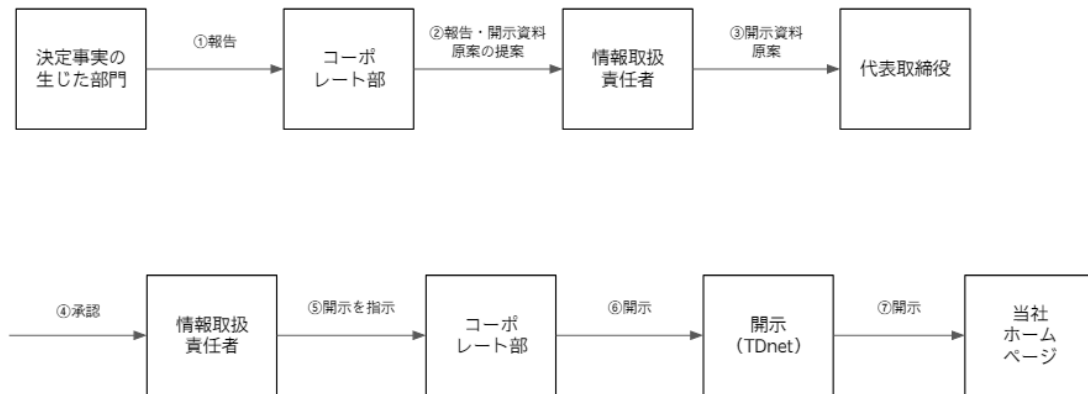


【適時開示体制】

1. 決定事実と決算情報に関する適時開示業務フロー



2. 発生事実に関する適時開示業務フロー



以上